

## 「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する関係住民の意見を聴く場にあたっての留意事項

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、以下に示す幾春別川及び石狩川下流域の市町村に在住の方からご意見をお聴きするものです。

札幌市、岩見沢市、美唄市、江別市、三笠市、石狩市、当別町、新篠津村

（発表にあたっての留意事項）

- 1) 意見の発表は、お一人につき 10 分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。なお、応募者が多数の場合は、発表時間を 5 分程度に短縮させていただくことがあります。
- 2) 意見の発表時間は、全体で 90 分程度としています。
- 3) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 4) 公述人は、意見を聴く場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 5) 公述人は意見を聴く場での質問はできません。
- 6) 北海道開発局は意見を聴く場では説明を行いません。
- 7) 公述人は代理人への公述依頼はできません。公述人が当日開催場所に来られない場合は、公述は無効とさせていただきます。
- 8) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 10) 意見を聴く場では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 11) 意見を聴く場の終了後、後日北海道開発局から発言の内容や趣旨を確認させていただくことがあります。